## (参考様式1-2)

## 事前点検シート

ふりがな	ただみまち	ふりがな	ただみちくかっせいかけいかく
計画主体名	只見町	活性化計画名	只見地区活性化計画
計画期間 事業実施期間	令和6年度 ~ 令和10年度 令和6年度 ~ 令和8年度	総事業費(交付金)	339,042 千円(81,926 千円)
活性化計画目標	①地域産物の販売額の増加 50,894 千円/年 ②雇用者数の増加 7名/年 ③農業体験者数の増加 1人/年 評価期間:R10~R12	事業活用活性化計画目標	①地域産物の販売額の増加 50,894 千円/年 ②雇用者数の増加 7名/年 ③農業体験者数の増加 1人/年 評価期間: R10~R12

計画主体 確認の日付	令和6年2月6日	農林水産省 確認の日付	令和6年 月 日
------------	----------	-------------	----------

## 1 計画全体について

番号	項目	チェック欄		Mail Nac. 4-19 4-4-11
<b>省万</b>	[	計画主体	農林水産省	判断根拠
1-1	活性化計画の目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交			地域産物の販売額の増加と雇用者数の増加を活性化目標としてお
	流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合			り、基本方針にある「多様な雇用機会の創出や所得の向上」に係
	しているか。			るものであり、法律及び同法に基づき国が策定する基本方針に適
				合している。
	事業活用活性化計画目標及び評価指標の設定内容に対し、交付対			農産物集出荷貯蔵施設を整備することで、そこで働く新たな雇用
	象事業の構成が妥当なものか。			が創出されることから定住人口の維持につながり、農地の集約及
				びコストがかかる農業用機械を共同利用に切り替えることによ
				り、この地域の耕作放棄地の発生を防ぎ、米の自家消費を止め、

るため、交付対 に同じ目標を設 、
<b>\</b> o
)°
) の「V. 働き
イド農業の実践
業の公共機能へ
7 年度)の「基
- 2担い手の育
業(只見地区)
只見地区ほ場整
出席者 11 名
こり決定した。
出席者4名
とが決定した。
生の意見や提案
を令和 6 年度
に同じ目標を設

	農山漁村への定住促進を事業活用活性化計画目標とする場合は、		農山漁村への定住促進を事業活用活性化計画目標としていないの
	地方版総合戦略や地方人口ビジョンとの整合が取れているか(発		で、該当なし。
	電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要)。		
1-7	計画期間・実施期間は適切か。	0	令和6年度に実施設計、令和7年度に建物を整備、令和8年度に
			外構工事を予定しており、実施期間3年は適切である。
			計画期間は5年間(令和6年度~令和10年度)としている。
			評価期間は、圃場整備完了後の3年間(令和10年度~令和12
			年度)を設定している。
1-8	事業実施に必要な要件(許認可等)はあるか。あれば、許可を受けて	0	農振除外については令和6年9月に決定予定、農地転用について
	いるか。		は令和6年12月に許可見込である。
1-9	交付対象事業費は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内	0	交付対象事業費=163,852 千円= (設計) 8,066 千円+ (工事)
	か。		155,786 千円
			交付対象上限事業費=163,852 千円= 502 千円/ t × (60ha×5.44
			t/ha)
			交付率 1/2
			交付限度額(国費)=81,926 千円 = 163,852 千円 × 1/2
1-10	活性化計画区域の設定は適切か(発電施設等の単独整備を実施する場	$\circ$	・活性化計画では、只見町大字只見、大字叶津、大字蒲生、大字
	合は記載不要)。		塩沢、大字十島を計画区域としている。
			・当該地区活性化計画区域内の農林地率は、全体面積の 92.7%を
			占める。(本町固定資産台帳及び森林簿より)
			活性化計画区域の総面積 3,655ha
			活性化計画区域の農林地面積 3,391ha
			・当該地区活性化計画区域内における全就業者に占める農林漁業
			従事者の割合は、約7.6%である。(R2 国勢調査より)
			活性化計画区域内の全就業者数 669 人
			活性化計画区域内の農林漁業者数 51 人
			・当該地区活性化計画区域内に市街化区域及び用途区域は含まれ

l I		
		<b>プレスナンレ</b> 、
l I		( V V L V \-
l l		

## 2 個別事業について

亚口	項目	チェ	ック欄	Mail Nac. 4-F1 44m
番号	垻	計画主体	農林水産省	判断根拠
2-1	自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交	0		今回新規に取り組む事業である。
	付金に切り替えて交付対象とするものでないか。			
2-2	土木・建築構造物等の施工に当たっては、各種関係法令及び設計基準	0		実施設計の際に、各種法令関係及び設計基準による構造検討を行
	に基づく構造検討を行い、十分な安全性等を確保するものとなってい			い、建築確認申請により、建築基準法に適合しているかの審査を
	るか。また、設計・施工等における検査体制が確保される見通しはあ			受ける。また、町農林建設課が検査を行う予定である。
	<b>්</b> වත්			
	実施要領別記3の別表2の事業メニュー欄に掲げる図の都市農山	_		18農林水産物集出荷貯蔵施設のため該当なし。
	漁村総合交流促進施設、匈の地域資源活用交流促進施設、匈の地			
	域連携販売力強化施設、②の農林漁業・農山漁村体験施設のうち			
	滞在施設、⑩の教養文化・知識習得施設、⑪の地域資源活用起業			
	支援施設及び匈の高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機			
	械施設のうち地域住民活動施設の整備については、建築基準法			
	(昭和25年法律第201号) その他の法令に基づく基準及び構造、			
	設置場所、コスト等の制約を受けるものを除き、木造及び内装の			
	木質化に積極的に取り組んでいるか。			
	木造の施設整備を行う場合、建築基準法(昭和 25 年法律第 201	_		木造ではないため、該当なし。
	号)、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)、木造の継手及			
	び仕口の構造方法を定める件(平成 12 年建設省告示第 1460 号)			

	等に基づく耐力壁等の基準を満たすものとなっているか。		
2-3	増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、実	_	新築のため、該当なし。
	施要領別記3に定める基準を満たしているか。		
2-4	交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭		建物 31 年
	和 40 年大蔵省令第 34 号) 別表等による耐用年数がおおむね 5 年以上	$\bigcirc$	機械設備 7年
	のものであるか。		外構 15 年
2-5	事業による効果の発現は確実に見込まれるか。		
	費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村振興交付金(農山漁村		農山漁村振興交付金(農山漁村発イノベーション対策のうち農山
	発イノベーション対策のうち農山漁村発イノベーション整備事		漁村発イノベーション整備事業)費用対効果算定要領により算定
	業)費用対効果算定要領(令和4年4月1日付け3農振第3018		している。
	号)により適切に行われているか)(発電施設等の単独整備を実施		・年総効果額 28,651 千円
	する場合は記載不要)		(内訳)品質等向上効果 15,014 千円
		$\circ$	農林水産物販売促進効果 5,236 千円
			就業機会増加効果 8,400 千円
			・総合耐用年数 15 年
			・還元率 0.0899
			・妥当投資額 318,551 千円
			・投資効率 1.03
	上記の費用対効果分析による算定結果が 1.0 以上となっているか	$\circ$	投資効率 1.03 である。
	(発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要)。		
	実施要領別記3の別表2の事業メニュー欄に掲げる33自然・資源	_	18農林水産物集出荷貯蔵施設のため該当なし。
	活用施設の整備については、温室効果ガス排出量の削減目標が適		
	切に設定されているか。		
2-6	事業内容、事業実施主体等については実施要領別記3に定める要件等	0	事業メニュー: ⑱農林水産物集出荷貯蔵施設 (ライスセンター)
	を満たしているか。		要件類別:定住促進対策
			事業:第1 農村地域等振興支援
			(1) 生産基盤及び施設の整備 処理加工・集出荷貯蔵施設

			事業要件:別表1 (2)農林水産物の高付加価値化や生産者の販売力強化等に必要な施設等であること別表3第1-1-1-(1)地域の特性を活かした高付加価値・高収益型農林漁業等の確立による農林漁業等の振興のために必要な生産基盤・生産機械施設等の整備実施主体:只見町(市町村) 七法指定地域:山村振興法、過疎法、特定農山村地域、特別豪雪
			地帯 以上のとおり要件等を満たしている。
2-7	個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか。	0	町に対する交付であり、目的外使用のおそれはない。
2-8	施設等の利用計画が作成されているか、またその利活用の見通し等は 適正か。		
	地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか。	_	18農林水産物集出荷貯蔵施設のため該当なし。
	近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか。	0	福島県耶麻郡磐梯町のミニライスセンター (受益面積 49.3ha) を 参考とした。 乾燥機の処理能力: 20,000kg/日=50 石/日×4 台
			直近の実績 実日処理量:10,880kg/日 実稼働日数:20日
	利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか。	0	利用対象者は、地域内の水稲農家が全て利用できるようにし、管理・運営は大規模経営体6軒程度で行う想定である。
	施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか。	0	規模は、離農による農地の引受けに伴う地域内の利用農家の経営 面積の拡大を考慮し 60ha 規模とした。
			設置場所は、ライスセンターであることから米ぬか等の粉塵が出ることから、住宅地から離れた場所で、かつ 12 月~3 月の降雪期の管理もしやすい場所を選定している。

			活性化区域内に既存のライスセンターはないことから、集荷しや
			すく、出荷しやすい場所を選定している。
	ブランド化計画、広報・宣伝計画、販路拡大計画等施設の経営戦	0	現在個々で行っている農作業を集約化することで、設備投資費用
	略や運営体制が十分に検討され、その内容が利用計画に具体的に		を抑え、共同利用機械とすることで効率的な作業を行えることか
	記載されているか。		ら、作業時間の短縮が見込まれることから、規模拡大に耐えう
			る。また、個々に行っていた作業を集約化することから、余剰労
			働力の発生が見込まれるため、より効率的な作業分担が可能とな
			り、刈取適期を逃さず、現在よりも高品質なお米を出荷出来るも
			のと想定している。
			ブランド化計画、広報・宣伝計画、販路拡大計画等施設の経営戦
			略は特に検討してはいないが、現在2つの経営体において製造し
			ている米粉とどぶろくについては、ライスセンター整備後におい
			ても引き続き継続する予定である。
2-9	施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取	$\circ$	個々の農家で雇用していた女性農業者を参加させ、女性の意見を
	組がなされているか。		反映させた施設運営を検討する。
2-10	事業費積算等は適正か。		
	過大な積算としていないか。	$\circ$	施設構造等から概算事業費を算出しており、過大な積算とはなっ
			ていない。また、費用対効果 1.03 であることから適切である。
	建設・整備コストの低減に努めているか。	$\circ$	実施設計において、より低廉な資材の活用について検討する等、
			整備コストの縮減に努める。
	附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高	$\bigcirc$	本件はライスセンターであるため、建物だけでなく、乾燥機等付
	いものを交付対象としていないか。)。		帯施設がなければ機能しないことから、交付対象として適正であ
			るが、設計費・地質調査費・建築費で上限事業費を超えているた
			め、上限を超えた費用については、町単費で整備する予定。
	備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象とし	$\circ$	備品は、乾燥機、フレコンスケール等、乾燥調製に必要な機械で
	ていないか。)。		あり、ライスセンターに必要な品であり、交付対象として適正で
			あるが、設計費・地質調査費・建築費で上限事業費を超えている

			ため、上限を超えた費用については、町単費で整備する予定。
2-11	整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置	0	整備予定地は、近隣住宅からも離れ、町道にも面しており、集荷
	目的から勘案して適正か。		及び出荷もしやすい場所を選定しており、適正である。
2-12	施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか。	0	確保済み。買収は町単費で令和6年度の予定。面積は1,500 m <sup>2</sup>
2-13	体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、実施	_	18農林水産物集出荷貯蔵施設のため該当なし。
	要領別記3に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分		
	に検討しているか。		
2-14	交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か。		
	交付要綱別紙 19 別表 2 の (1) 生産基盤及び施設の整備のうち、	0	乾燥調製施設:502 千円/ t
	生産機械施設の⑬高生産性農業用機械施設等の低コスト耐候性ハ		計画処理量:326.4 t
	ウス並びに処理加工・集出荷貯蔵施設の⑰農林水産物処理加工施		上限事業費:502千円×326.4 t =163,852千円
	設及び®農林水産物集出荷貯蔵施設については、強い農業づくり		
	総合支援交付金交付等要綱(令和4年4月1日付け3農産第 2890		
	号農林水産事務次官依命通知)別記1のⅡのⅡ-1の第2の4の		
	(2) 事業の交付対象上限事業費の基準に照らし適正であるか。		
	整備する施設の延べ床面積の合計が 1,500 ㎡以内か(既存施設は	0	実施設計で確定するが、現時点で約600 m²である。
	除く)。		
	施設の上限事業費は、延べ床面積 1 ㎡当たり 29 万円以内であるか	_	上限事業費=163,852 千円÷600 ㎡
	(既存施設については、1,500 ㎡以内の交付算定額となっている		=273 千円/㎡ < 290 千円/㎡
	カシ)。		
2-15	地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっ		
	ているか。		
	地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされてい	_	18農林水産物集出荷貯蔵施設のため該当なし。
	るか。		
	生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設で	_	18農林水産物集出荷貯蔵施設のため該当なし。
	あるか。		

	1年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか。	_	18農林水産物集出荷貯蔵施設のため該当なし。
	6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか。	_	18農林水産物集出荷貯蔵施設のため該当なし。
2-16	事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む。) について十 分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか。	0	起債(過疎債等)の活用を予定。
2-17	入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、 その理由は明確か。	0	実施設計業務、地質調査業務、建築工事、付帯設備工事について、一般競争入札に付する予定。
2-18	整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みがあるか。		
	維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか。)。	0	利用農家で構成する機械利用組合(仮称)が維持管理計画を策定 し、事業収益の一部を施設の管理・更新費用として積立てする予 定。
	収支を伴う施設等にあっては収支計画を策定しているか。また、 事業費が 5,000 万円以上のものについては経営診断を受け、適正 なものとなっているか。	0	収支計画は策定しているが、経営診断はR6年度以降の予定。
2-19	他の事業との合体施策等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか。	_	該当なし。
2-20	他の事業への重複申請(予定も含む。)はないか (ある場合には、事業名を記載すること。)。	0	他の事業への重複申請はない。
2-21	生産振興を主たる目的とする施設整備等ではないか。	_	該当なし。
2-22	他の施策(強い農業づくり総合支援交付金等)において交付対象となる施設等ではないか。	0	強い農業づくり総合支援交付金において交付対象となる施設である。
2-23	農山漁村振興交付金(農山漁村発イノベーション対策) 実施要領(令和4年4月1日付け3農振第2921号農林水産省農村振興局長通知)別記3の別紙2(以下「配分基準別紙」という。)による優先採択ポ		地域別農業振興計画

イントの加算対象となる取組があるか(ある場合は配分基準別紙にお		
ける取組名を記載するとともに、その根拠資料を提出すること。)。		

- 注1 項目について該当がない場合はチェック欄に「一」を記入すること。
  - 2 活性化計画を公表する場合、添付資料を併せて公表するものとする。
  - 3 事前点検シートについては、農林水産省で内容を確認するため、根拠となる資料も合わせて提出すること。